

News Letter

ビジネス・アソシエイツ あいわ税理士法人

2026
January
Vol.299



発行元

(株)ビジネス・アソシエイツ 108-0014 東京都港区芝4-3-5 ファースト岡田ビル7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南2-5-3 オリックス品川ビル4F TEL 03-5715-3316 | FAX 03-5715-3318

Contents

- [デザイン思考](#)
- [多様なオフィスの利用](#)
- [AIでアプリを作る最初の一歩](#)
- [Plaza-i 機能紹介-パスワードポリシー](#)
- [Plaza-i 機能紹介-業務分類](#)
- [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- [リース取引に係る消費税の取り扱いについて](#)
- [外形標準課税の対象法人の見直しと実務対応](#)

II デザイン思考

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

近年、情報システム業界でも「デザイン思考」(Design Thinking)という言葉を耳にする機会が増えています。

「デザイン思考」は、もともと、いわゆる「デザイナー」と言われる方が、(世の中には)製品やサービスを創造する際に実践している「思考法」「ツール」「テクニック」などを、整理・体系化し、「デザイナーではない人」にも再現、実践できるようにしたものです。

昨今では、その有用性が、情報システムの開発現場を含む、経営、ビジネス、業務の領域へ、また、教育、地域などあらゆる領域へ広がりを見せています。

「デザイン思考」の具体・詳細は、数多の良書にお任せするとして、拙稿での理解として、Plaza-i の現場での適用と期待効果を考察したいと思います。

「デザイン思考」とは

「デザイン思考」は、「人(=顧客、ユーザ、≠製品・サービス)を中心に考える」、「正しく問題定義し、正しい問題解決を導く」、「コンセプトを生み出す」、「(言葉で考えるのではなく)形にして、考る」、「早く失敗し早く学ぶ」、「正しく試行錯誤する」などのマインドセット(思考、考え方)を重要視し、その進め方(プロセス)は、「共感(Empathize)」

「問題定義(Define)」「問題解決(Ideate)」「試作(Prototype)」「検証(Test)」の5つのステップがあり、各ステップを速く、繰り返し行う、とされています。

「要件定義」と「共感」「問題定義」

システム開発・導入では、「要件定義」「設計」「開発」「テスト」のプロセスを、「できるだけ手戻りなく進める」ことはとされています。いわゆる「ウォーターフォールモデル」、「V字モデル」として般化されています。

これは、(要件定義で、)作ると決めたものを、要求品質(納期、品質、コスト)通りに完成させる上で、優れた手法であるとされています。

ただ、これには、「要件定義」=システム化すべき要件(問題・課題)の定義が正しく行われている、そして、その要件定義を受けて「設計」が正しく行われているという暗黙の前提があります。

システム開発・導入の「品質」は、上流工程である「要件定義」「設計」の工程が極めて重要であり、システム開発の現場では、この「ウォーターフォール」を成立させるべく、当事者(開発者(Developers)、運用者(Operations))の間で、言外の試行錯誤や調整が、スケジュールの制約の中で繰り返し行われているものと思料しますが、こうした状況の中で、時に、「スケジュール内に開発するモノを決める」とに要件定義のゴールがすり替わってしまい、結果、後工程、ひいては完成(後)の品質への悪い影響の原因となってしまうことがあります。

「要件定義」を解決すべき問題を正しく理解し定義することとすると、「デザイン思考」における「共感」「問題定義」のプロセスは非常に多くの示唆を得ることができます。

「デザイン思考」の「共感」は、「観察」「洞察」することから始まり、「ヒト」の「発言」「行動」から、「体感」(五感)を推測し、「思考」「感情」を推測します。「思考」「感情」を

「ポジティブ」「ネガティブ」に分けて、「ネガティブ」の中から問題課題を推測し、定義します。こうして「共感」「問題定義」のプロセスを進めています。「共感」という一見、感情的、属人的（人それぞれ）な行動について、相當に具体化されているところに驚嘆します。

システム開発、とりわけ、「要件定義」の現場では、「現状分析／ヒアリング」として進めている中で、確かに、このような状況は、経験的にも思い返すことができ、「ヒト」の（不完全な）「言っていること」や「行動していること」から、問題を正しく定義する方法として多くの示唆を得ることができます。

Plaza-iは「販売」「購買」などの業務管理を目的とするシステムであることから、その要件定義（適用設計）、導入設計は、部門単位（対象）、業務単位（対象）に進めていくことが多いですが、「部門」や「業務」を対象にする／その中で業務をする「ヒト」（ペルソナ）を対象にするというアプローチをする（あるいはその観点をもつ）ことは、「問題（要件）を正しく理解する／問題（要件）を正しく解決する」ことに寄与し、Plaza-iの導入効果を高める期待効果があると言えます。

「プロトタイプ」と「検証」

また、「デザイン思考」における「試作」「検証」のステップは、システム開発において「プロトタイプ」や「パイロット」（試験的な、先行する、試作などの意。「CRP（Conference Room Pilot）」も同義。）の手法が類似性、親和性が高く、Plaza-iでも多くの事例があります。

CRP（Conference Room Pilot）：（会議室（Conference Room）で、）実機、実データを用いて、試行・検証する（Pilot）。

実機・実データを用いて、事前に試行・検証することで、機能の理解を促進し、新システムによる業務イメージの解像度を上げ、理解齟齬をなくす効果が期待できます。これにより、基本機能を最大限に活用し、追加カスタマイズを最小限にする、結果、投資効果を最大化することが期待できます。

これは、実機・実データを用いないで事前の試行・検証を進める、多くの場合、「文書ベースによる要件定義／設計」と比較すると、その期待効果が解りやすいと思います。

終わりに

創意工夫する、趣向を凝らす、意匠を凝らす。これらは「デザインする」と同義であるとされています。そうすると、毎日のビジネス活動、業務活動のそこかしこ（モノ・コトヒトとの接点）に「デザイン」の機会や成果があり、「デザイン思考」の機会があると言うことができます。

新年、気持ちを新たに、Plaza-iの業務活動の中で、「デザイン思考」を見よう見まねで取り入れつつ、よりよいモノ・コトヒトを創造すべく、取り組んでいきたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

参考文献：

廣田章光『デザイン思考』日経BP日本経済新聞出版（2024）
経済産業省・特許庁 産業競争力とデザインを考える研究会（2018）『「デザイン経営」宣言』経済産業省・特許庁
特許庁 我が国のデザイン経営にかんする調査研究事業『デザイン経営ハンドブック』

II 多様なオフィスの利用

働き方の多様化

近年、在宅ワークやハイブリッドワークの増加に伴いレンタルオフィスやシェアオフィス（コワーキングスペース含む）の需要が高まっているようです。フレキシブルオフィスとも呼ぶようです。今年に入りレンタルオフィスを展開している会社に問い合わせを行ったところ、既に数か月先まで予約で埋まっているとのことでした。ちなみにレンタルオフィスは専用個室が利用でき、シェアオフィスはオープンスペースの利用となります。レンタルオフィスは専用個室が基本でセキュリティやプライバシー重視、法人登記や専用回線なども対応可能です。

一方シェアオフィス／コワーキングスペースは共用スペース利用が基本でコストを抑えたい、柔軟な働き方をしたい方向けとなります。都心を中心に三井不動産が展開するWORK STYLINGや東急不動産が展開するビジネス・エアポートといったサービスが提供されています。スタートアップ企業が初期費用を抑えたい要望や、サテライトオフィスの設置、コスト削減、立地の良い都心に法人登記したいといったニーズといった様々な要望を満たすのではないかと考えます。

内覧してみて

実際に都内のシェアオフィスを内覧する機会がありました。内覧もスムーズに案内して頂き、執務室を拝見したところプリンター、無線LAN、有線LAN、打合せスペース、休憩場所など一通りすべて揃っていました。入館手続きを行わないと入館できません。入館後に執務室に入るためには施錠する必要があるため、物理的な面は通常のオフィスよりセキュリティは高いと感じました。また、USBハブやLANケーブル、充電器などの機器の貸し出しも行っておりました。受付の方が常駐しているため、困ったことがあった際にすぐに相談できる点、対応してくれる点が安心でき、また便利かと感じました。

移転をする際の確認すべきポイント

各執務室に共有利用のLAN、インターネット回線が常設されているはずですが、個室の執務室を借りる場合には、論理的にLANが分割された構成になっていてセキュリティが担保されているか確認が必要です。オフィス内での物理的なセキュリティやデータの保護に関するポリシーを確認します。物理的にサーバやプリンター、専用の無線LANスイッチなどを持ち込みたい場合は、固定のプライベートIPアドレスを貸与頂けるか確認が必要です。数に限りはあるものの基本的には申請すれば使用できるものと思われますが、提供している会社に確認が必要となります。

よりセキュリティを高めたい場合や、社内にインターネット環境に公開したサーバを設置したい場合には、執務室に専用の回線を引き込む必要があります。回線会社とレンタルオフィス会社に確認し、現地調査の上、回線が引き込めるか確認します。

在宅などから社内の端末やサーバにリモートアクセスソフトウェアを使用しアクセスしたい場合には、規定や制約を確認した上で事前に検証して頂く必要があります。ファイアウォールなどで通信をブロックしている場合には、通信ポートを許可できるか確認する必要があります。あるいはレンタル会社によってはリモートアクセスのサービスを提供している場合がありますので、ご確認の上、使用をご検討ください。今回、個室の執務室で検証した限りでは、リ

モートアクセス VPN は許可されておりました。問題なく社外から執務室の端末にリモートアクセスできたことを確認できました。移転をご検討され初期費用の削減やサテライトオフィスを検討される際、候補先の選択肢の一つになるのではないでしょうか。

II AI でアプリを作る最初の一歩

はじめに

※本稿は、筆者がプライベートで AI のツールを使ったというお話をします。Plaza-i の開発工程には全く関係ない内容となります。

まずやってみる

話題になって久しい状態の AI ですが、私にとって AI は「便利な検索代行」に過ぎませんでした。こちらの質問に答えてくれたりする、いわば「物知りな辞書」のような存在だったのです。ブラウザと同じような使い方で検索の拡張機能という認識でした。しかし、「生成 AI」という言葉が流行り始め、プログラムを組んでくれるというではありませんか…。とは言っても、プログラムを自分で組んで活用する場面なんてないだろう…と思っていました。ある日引越し予定の住宅ローンの計算が漠然と不安になり、表計算ソフトをたたいても関数を組み合わせてもしっくりこない。サイトだけだと変動要素が登録できない…では自分でシミュレーションツールを作つてみようと思い、ブラウザを立ち上げるのでした。アプリと題していますが、実際に作成したのはスプレッドシートでのスクリプト(マクロ)の作成となります。

コードよりも「設計」が命

今回、アプリ制作に着手するにあたって痛感したのは、プログラミング言語の知識よりも設計に緻密に描くかが重要だということです。何をさせたいかが曖昧だと、AI の出力も迷走してしまいます。まずは「誰が、どんな場面で、何の課題を解決するために使うのか」の徹底的な言語化に時間を割きました。今回住宅ローンのシミュレーションを作るにあたっては、元本、支払い方式、支払期間を元に、月々の支払い残高の推移を出すのが主な目的ですが、繰延返済後の支払計算、住宅ローン減税、変動金利(今上昇中)等、後からの変動項目を入力した場合どうなるかということも登録できるように考えました。

対話を重ねる

漠然とした状態で AI のツールを利用して設計を試みるのですが、少し進むと決めていることがあいまいだとやりたいことがずれていったので、その都度「ここは考えないと」と決め直して、やり直しをしていました。ラリーが多くなると、前提条件が誤った状態で残ってしまうことがあるので、クリアにしてから再度取り組みます。その際、せっかく決めたことが無駄にならないように決めたことのテキストを作成して、再度チャットを始めるときにテキストを読み込ませて最新の状態で始めていきました。ちなみにチャットをやり直してクリアにするということを知らなかつたときは無駄に当たり散らしていたと思います。

当時どこまで AI がやってくれるのかわからず、時間も限られていたため、データの持ち方に関しては、ある程度は自分で決めてしまったのですが、どうやって計算するかのロジックに関しては、AI の方である程度のロジックは組むことはできました。

変更は少しづつ、バックアップは必ず取る

時には動作しない結果も受け取ります。常に最新のコードを上書きしていると、動かない結果になった場合に、元に戻らず、AI の方も間違った認識のまま修正をかけてしまい、正しい結果はどこかに行ってしまいます。そうならないためにも、変更範囲は最小限に、上書き前にバックアップを取るという方法を取りました。

完成しても答え合わせ

出来上がったプログラムも、時間が過ぎてしまうと何をやったか細かいところまでは忘れてしまいます。なので、作ったプログラムを再度投稿して、中身を言語化し、意図通りになっているかを確認し、メモ程度ですが、ドキュメントまで作ってもらいました。

まとめ

ここまで素人経験を書かせてもらいました。

AI を活用する場面でも、自身のやりたいことを明確にし、言語化していく作業というは重要なだと感じました。Plaza-i に関するお問い合わせも AI に語り掛ける形で、弊社まで気軽に問い合わせて頂けるよう仕組みを考えている今日この頃でございます。

II Plaza-i 機能紹介-パスワードポリシー

はじめに

Plaza-i では、全てのユーザに対してパスワードポリシーを設定することができます。本記事では、パスワードポリシーの概要と、設定時のポイントについてご紹介します。

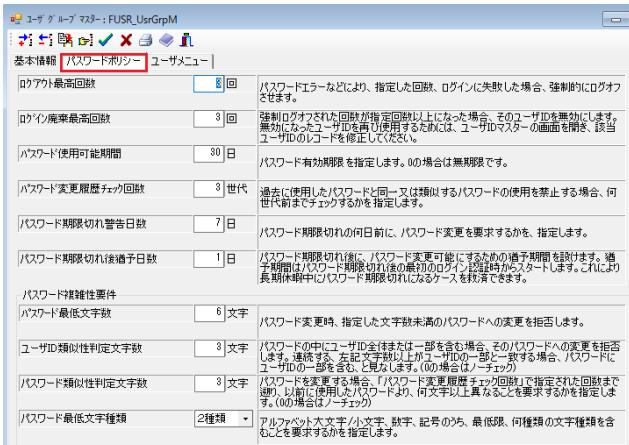
「基本ユーザグループ」で決まる

パスワードポリシーの設定は、「ユーザ ID マスター」で設定する「基本ユーザグループ」から「ユーザグループマスター」を参照し、該当ユーザにパスワードポリシーが適用されます。複数のユーザグループに所属している場合でも、基本ユーザグループで設定されたポリシーが有効となります。

The screenshot shows the 'User Information' (ユーザ情報) tab of the User Master screen. A user named '山田 花子' (Yamada Hanako) is selected. The 'Basic User Group' (基本ユーザグループ) is set to '90000【TMP】共通'. Other visible fields include 'User ID' (ユーザID), 'Employee ID' (従業員ID), 'Name' (ユーザ名), 'Name Auxiliary' (ユーザ名補助), 'Password' (パスワード), 'Password Confirmation' (パスワードの確認), 'Password Change Limit' (強制終了回数), and 'Password Change Strong' (パスワード変更強制区分). The 'User Group' (ユーザグループ) tab at the bottom shows a list of groups, with '90000【TMP】共通' selected.

設定例とその考え方

Plaza-i のパスワードポリシーは、以下の設定区分をご用意しています。



セキュリティと運用負荷のバランスを考慮した一般的な推奨例は以下の通りです。

- ・ログイン失敗回数は少なめ（例 3 回）に設定
- ・一定回数の強制ログアウトでユーザ ID を無効化
- ・パスワードは定期的な変更（例 30 日）を必須
- ・過去に使用したパスワードの再利用を制限
- ・ユーザ ID や過去のパスワードと類似する文字列の使用を禁止
- ・最低文字数・文字種類を設定し、単純なパスワードを防止

これらの設定により、ログインに関する管理を適切に行い、不正アクセスのリスクを抑え、安心してご利用いただける環境を整えることができます。

おわりに

年初は、セキュリティ運用を見直す良い機会です。この機会に、現在のパスワードポリシーが適切な設定となっているか、ぜひ一度ご確認ください。また、各項目の詳細な仕様や設定方法、エラーメッセージの内容については、ユーザーズガイドをご参照ください。

Plaza-i 機能紹介-業務分類

はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。今回は、Plaza-i の利便性向上のための共通機能をご紹介いたします。

ユーザキャッシュマスターと業務分類

Plaza-i には入力画面等の項目のフォントサイズや表示/非表示を変更できるユーザキャッシュマスターという便利な機能があり、利用されているユーザ様も多いかと思います。このユーザキャッシュマスターの設定はシステム全体、企業別、会社別に適用することができますが、さらにフォームについては 1 つのフォームに対して、用途に応じたキャッシュを複数登録できます（会社別枝番設定）。この会社別枝番設定を業務分類と関連付けることで、同じフォームを開く場合でも業務分類別に利用するキャッシュ設定を使い分けることが可能です。例えば、購買部という組織の中に国内発注を行う社員と海外発注を行う社員がいる場合に、2 つの業務分類を登録し、発注伝票入力画面の見た目（キャッシュ）をログインするユーザ ID で切り換える、ということが可能です。

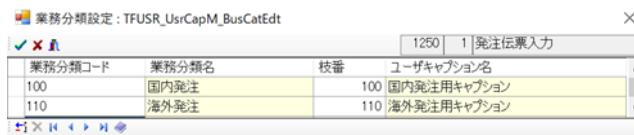
設定例

まず、MST その他メニューの業務分類マスターで業務分類

を登録します。



次に、業務分類別のキャッシュ設定を会社別設定（枝番）としてユーザキャッシュマスターで設定します。また、会社別設定（枝番）に業務分類を紐づけます。



最後にユーザ別業務分類マスターで業務分類とそれに属するユーザ ID を登録します。これにより、国内発注のキャッシュ設定を紐づけたユーザ ID でログインするとそのキャッシュ設定の画面、海外発注のユーザ ID でログインするとそのキャッシュ設定の発注伝票入力画面が開くようになります。

おわりに

各機能の詳細はユーザーズガイド、MST マスター管理 その他（章）、業務分類マスター（節）、ユーザ別業務分類マスター（節）およびUSR ユーザ管理 セットアップ（章）、ユーザキャッシュマスター（節）をご参照ください。ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート窓口 03-5520-5330（内線 72）（support@ba-net.co.jp）までお問い合わせください。

Plaza-i 最新バージョン情報

2026 年 1 月 21 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

- ・Plaza-i.NET V2.03.48.02

II リース取引に係る消費税の取り扱いについて

1. はじめに

令和6年9月に「リースに関する会計基準」(以下「新リース会計基準」)が公表され、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から強制適用されることになります。

令和7年10月1日のコラムでは、オペレーティングリース取引に係る借手の法人税の申告調整について紹介しましたが、本稿では新リース会計基準適用後のリース取引に係る消費税の取り扱いについて以下の例を紹介します。

- ① ファイナンスリース取引に係る借手の消費税
- ② オペレーティングリース取引に係る借手の消費税
- ③ サブリース取引に係る消費税
- ④ フリーレントに係る借手の消費税

2. ファイナンスリース取引に係る借手の消費税

リース取引について消費税法基本通達では、以下のように定められています。

消費税法基本通達5-1-9 (リース取引の実質判定)

事業者が行うリース取引が、当該リース取引の目的となる資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかは、所得税又は法人税の課税所得の計算における取扱いの例により判定するものとし、この場合には、次のことに留意する。

(1) 所得税法第67条の2第1項又は法人税法第64条の2第1項の規定により売買があったものとされるリース取引については、当該リース取引の目的となる資産の引渡しの時に資産の譲渡があったこととなる。

(注) この場合の資産の譲渡の対価の額は、当該リース取引に係る契約において定められたリース資産の賃貸借期間中に収受すべきリース料の額の合計額となる。

(2) 所得税法第67条の2第2項又は法人税法第64条の2第2項の規定により金銭の貸借があったものとされるリース取引については、当該リース取引の目的となる資産に係る譲渡代金の支払の時に金銭の貸付けがあったこととなる。

上記通達により、法人税法上「売買とされるリース取引」に該当する場合は経理処理にかかわらず、リース取引開始時点で資産の譲渡があったものとし、一括して仕入税額控除を行います。

会計では新リース会計基準第36項により、借手は原則として、利息相当額をリース期間にわたり利息法により配分し、以下のように使用権資産を計算します。

<前提>

月額リース料：1,000千円（税抜き）

リース料総額：60,000千円

リース期間：5年

借手の追加借入利子率：8%

借手は貸手の計算利子率を知りえない。

► リース取引開始日の仕訳

(使用権資産) 49,318千円 / (リース負債) 49,318千円

※借手の追加借入利子率を用いて、リース料総額60,000千円を現在価値に割り引いた金額

上記が法人税法上のリース取引に該当する場合は、消費税法上は資産の譲渡があったものとして扱われます。

利息相当額が契約上で明示されていない場合、借手はリース料総額が課税仕入れとなり、仕入税額控除は以下の金額を一括控除します。

(リース料総額) 60,000千円 × 10% = 6,000千円

また、利息相当額（仮に10,682千円とします）が契約上明示されている場合は、利息相当額は非課税仕入のため仕入税額控除は以下の金額を一括控除します。

{(リース料総額) 60,000千円 - (利息相当額) 10,682千円} × 10% = 4,931千円

なお、法人税法上「所有権移転外リース取引」に該当し、借手が賃貸借処理を行っている場合には、リース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして、分割控除する方法も認められています。

3. オペレーティングリース取引に係る借手の消費税

オペレーティングリースのうち、法人税法上のリース取引に該当しない取引は賃貸借取引に該当し、消費税法上は資産の譲渡があったとはされません。

オペレーティングリースの消費税の取り扱いは、その課税期間に支払うべき賃借料を課税仕入れとし、リース期間にわたって仕入税額控除をします。

4. サブリース取引に係る消費税

新リース会計基準の適用指針92項により、サブリース取引の中間的な貸手が一定の要件を満たす場合は、貸手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を損益に計上することができます。

消費税法ではこの差額計上を許容する規定はないため、適格請求書に記載された金額に基づき、受け取るリース料と支払うリース料に係る消費税をそれぞれ認識する必要があります。

5. フリーレントに係る借手の消費税

フリーレント期間を含む賃貸借契約について、法人税法基本通達12の5-3-2では課税上弊害があるもの以外は、賃料総額を、無償等賃借期間を含む賃借期間で按分し、当該按分した金額を、賃借期間中の各事業年度の損金の額に算入することができると定められました。

消費税法基本通達では法人税のような通達は定められておらず、フリーレント期間は賃料の支払がないため課税仕入れは発生しません。賃料を支払うべき日の属する課税期間に課税仕入れを認識し、仕入税額控除をします。

6. 最後に

新リース会計基準の導入は、会計処理や法人税の対応だけでなく、消費税の取扱いにも大きな影響を与えます。消費税の課税区分や適格請求書の管理も同時に検討しなければ、後々の申告や税務調査で思わぬリスクを抱えることになります。ぜひ早めの対応を心がけましょう。

II 外形標準課税の対象法人の見直しと実務対応

1. はじめに

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、これまでの対象法人（事業年度末日において資本金1億円超の法人）に加え、以下①②の法人が新たに外形標準課税の対象となる改正が行われました。

これらの改正は、①について令和7年4月1日以後開始事業年度から、②について令和8年4月1日以後開始事業年度から適用となっています。

本稿では、これらの改正について概要と実務上の留意点について解説いたします。

- ① 大企業による減資への対応
- ② 100%子法人等への対応

2. 大企業による減資への対応

外形標準課税制度は、事業年度末日の資本金の額が1億円を超える法人が対象となります。適用対象法人から逃れるための形式的な減資（資本金から資本剰余金に項目間で振り替える減資）が散見されたため、本改正により適用対象法人の見直しが行われました。具体的には、以下の要件をすべて満たす法人が、外形標準課税の対象となります。

- ① 前事業年度が外形標準課税の対象法人
- ② 事業年度末日において資本金の額が1億円以下
- ③ 事業年度末日において払込資本の額（資本金+資本剰余金）が10億円超

企業会計上の貸借対照表

資本金 〔現行基準：1億円超〕		補充的な 基準 資本金 + 資本剰余金 10億円超
資本 剰余 金	資本準備金 その他資本剰余金	

（引用：東京都主税局「減資への対応」）

3. 100%子法人等への対応

親会社の信用力等を背景に企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目し、一定規模以上の法人（親会社）の100%子法人等が外形標準課税の対象に追加されました。

具体的には、以下の要件をすべて満たす法人が、外形標準課税の対象となります。

- ① 所得等課税法人以外の法人で事業年度末日において資本金が1億円以下
- ② 特定法人（払込資本の額（資本金+資本剰余金）が50億円を超える法人）との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ③ 事業年度末日において払込資本の額（資本金+資本剰余金）が2億円超

（親・外形対象法人）
〔資本金+資本剰余金〕
50億円超

持株比率100%

（子）資本金1億円以下、
〔資本金+資本剰余金〕
2億円超

⇒外形対象法人

（引用：東京都主税局「100%子法人等への対応」）

なお、当該追加措置により新たに外形標準課税の対象となった法人については、改正前の方法により計算した税額を超えることとなる額について、以下の負担軽減の経過措置が設けられています。

事業年度	要件	法人事業税額からの控除額
令和8年4月1日から 令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度	「令和8年度分基準法人事業税額」が「比較法人事業税額」を超えること	当該超える金額の3分の2に相当する金額
令和9年4月1日から 令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度	「令和9年度分基準法人事業税額」が「比較法人事業税額」を超えること	当該超える金額の3分の1に相当する金額

（引用：東京都主税局「負担変動軽減措置」）

また、上記③では100%子法人等が意図的に払込資本の額を2億円以下にして外形標準課税を逃れるケースに対応するため、100%子法人等が親法人に対して改正地方税法の公布日（令和6年3月30日）以後に資本剰余金の配当を行った場合には、同配当により減少した払込資本の額を加算した上で2億円超か否かの判定を行う「配当加算措置」が設けられています。

ただし、配当加算措置の対象は、100%子法人等が親法人に対して行う資本剰余金の配当により払込資本の額が減少する場合に限られるため、例えば「100%子法人等のその他資本剰余金を欠損填補に充てるケース」や「100%子法人等が自己株式を取得・消却するケース」では、結果的に払込資本の額は減少するものの、その減少要因が資本剰余金の配当ではないため、配当加算措置の対象外となります。

4. おわりに

本改正は令和7年4月1日以後開始事業年度から順次適用されるため、今後の決算処理にあたり十分に留意する必要があります。

ただし、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であっても公布日（令和6年3月30日）の前日以前に資本金の額を1億円以下に減資しており、公布日以後最初に到来する事業年度及びその事業年度の翌事業年度以降のそれぞれの終了の日における資本金の額が1億円以下である場合は、令和7年4月1日以後開始事業年度において、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合であっても外形標準課税の対象とはなりません。

令和6年度税制改正法案の成立時には、多くの実務家が検討した改正であったものと存じますが、適用開始となるタイミングで再度改正内容を把握しておくことが肝要と思われます。